

小児科診療 UP-to-DATE

2021年11月9日放送

新しい標準化された乳幼児健診に向けて

国立成育医療研究センター
副院長 小枝 達也

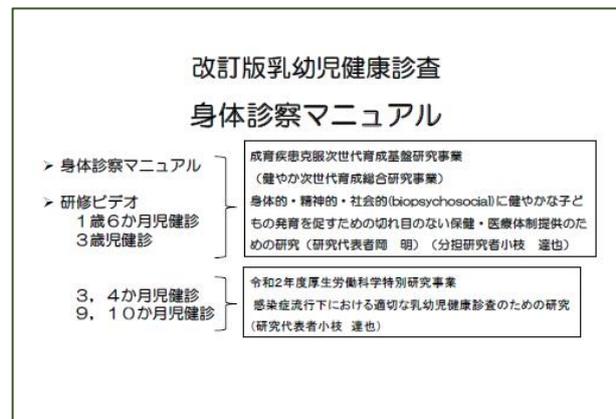
新しい標準化された乳幼児健診に向けてというお話をさせていただきます。こういったテーマでございますが、主には『身体診察マニュアル』というのを新しく標準化したので、これについてお話をさせていただこうと思います。

乳幼児健診の標準化に向けて

乳幼児健診は、これまで首の座りや言葉が出るといった、いわゆる気になるところの検出率に非常に大きな格差があることが研究班の調査で分かってきています。こういった健康の格差を少なくしたい、どこで受けても同じように気になる点が見つかってくるということを目指したいということが前提にあります。

また、平成29年5月12日に公布された「次世代医療基盤法」がありますが、医療に関わるデータをビッグデータ化して、それを新しい創薬に結びつけたり、あるいは新しい副作用を発見したりすることが行われるようになりました。この「次世代医療基盤法」においても、乳幼児健診のデータをその対象にすることになりました。従いまして、全国どこでも同じような項目を同じようなやり方で集めないとビッグデータ化ができないということになりました。

ところが、実際調べてみますと、乳幼児健診はこれまでその地域ごとの歴史とか、強みとかを活かして、独自のやり方をしていることが分かっています。それはそれですごく大事な



ことですが、やはり全国統一した指標で健康の指標を見つけていく、作っていく、そして経年的な変化を確認していくためには、コアになる項目については全国で統一し、そしてその所見の取り方も統一していくことが大事になるだろうということになりました。

そこで、この『身体診察のマニュアル』も全国に向けてコアになる部分について統一したものを作っていかなくちゃいけないのではないかとということになりました。そういった一連の動きの中で、平成 27 年にまず『身体診察マニュアル』を一旦出しましたが、それを元に乳幼児健診でスクリーニングできる疾患、あるいはスクリーニングすべき疾患とは何か、ということを整理する研究班ができました。その研究班の成果の結果、3～4 ヶ月児健診では、スクリーニングの対象とすべき疾患が 33 疾患、1 歳 6 ヶ月児健診では 26 疾患、3 歳児健診では 26 疾患ということが分かってきました。すなわち非常に稀な疾患については、なかなか一般の健診で気づくのは無理だろう、一般の健診で見逃しては困る、あるいは見逃すべきではない、健診で気づいてその後十分に早期の治療なり早期の介入によって効果があるといったものについて調べられたという経緯があります。

	スクリーニング対象疾病数	医師診察項目数	保健師問診項目数
3, 4か月児健診	33疾患	50項目	15項目
1歳6か月児健診	26疾患	35項目	27項目
3歳児健診	26疾患	35項目	25項目

そういったスクリーニングすべき疾患が挙がってきたことを受けて、その『身体診察マニュアル』の内容をもう一度ご検討し直していった経緯があります。それができたのが昨年度で、新しく標準化した『身体診察マニュアルの改訂版』を昨年度 3 月末に全国の自治体の所管課にお送りし、全国の都道府県の医師会にも送付させて頂きました。

身体診察マニュアルの改訂版の特徴

新しく改訂されたそのマニュアルの特徴を少し申し上げます。それはいきなり本文から入るのではなく、健診の現場で非常に使いやすい形で、まずは診察項目を並べました。先ほど申しましたスクリーニングすべき疾患をターゲットとした医師の診察項目を挙げて、それと対比する形で診察の所見とすべきポイントについて非常にわかりやすい簡便な形で記した表をまず作りました。ですからこれを印刷して健診の現場に置いておけば、気になったところ、あるいはどうだったか確認する時にその表を見れば確認ができて、見落としが少なくなるだろうという形にしています。そして、その診察所見の詳細について知りたい場合には、診察マニュアルの本文を読んでいただくという形にしました。こうすることで、現場で使う先生方の利便性を高める工夫をしております。

その中身についてポイントだけ申しますと、まず、最初に体計測については、グラフ化する

ことを必須にさせていただきました。調査をしますと、体重・身長・頭囲をそのまま数字で書き表して終わっているところが約半数なんです。全国の自治体の約半数がグラフ化できていないということが分かっています。やはり、わずかな変化あるいは一回のその時の判定だけではなくて、過去のデータからどのように推移しているのか見るためには、グラフ化が非常に分かりやすいので、このグラフ化をしていただくことを必須としました。このグラフ化は、保健師さんが計測したらグラフの中に入れて頂いて、診察をされる先生はちゃんとグラフにプロットされているかどうかを確認し、それがグラフの中の3%タイルとか97%タイルといった中に入っているかどうかということ、あるいは経過の中で体重の増加が伸び悩んでいるといった点を見ていただくことにしています。

それから先ほど申しましたスクリーニングすべき疾患の中では、1歳半健診と3歳児健診では、やはり新しい疾患とは見つかってこないとことがありましたので、1歳半健診、3歳児健診での聴診をどうするのかということが少し問題になりましたが、これは関連学会等からのご意見も聞かせて頂き、スクリーニングすべき疾患には挙がってこないけれども、1歳半健診、3歳児健診で聴診はそのまま残すという形にしています。

それから厚生労働省からのお知らせを拝見すると、1歳半健診で視聴覚の検査を入れるということは必須にはなっていませんでしたが、やはり1歳半健診で視聴覚の疾患を見逃してはいけないということで、1歳半健診で視覚聴覚の診察を入れたのが大きな改訂のポイントになるかと思えます。

こういったものは、昨年度に厚生労働省から都道府県に電子化して収集すべき診察項目の

項目	判定基準	所見	判定基準
身体発育検査	① 値なし ② 過重 ③ 過軽	過重 過軽	① 過重 ② 過軽
聴覚検査	① 聴覚検査 ② 聴覚検査 ③ 聴覚検査	聴覚検査 聴覚検査 聴覚検査	① 聴覚検査 ② 聴覚検査 ③ 聴覚検査
視覚検査	① 視覚検査 ② 視覚検査 ③ 視覚検査	視覚検査 視覚検査 視覚検査	① 視覚検査 ② 視覚検査 ③ 視覚検査
神経学的検査	① 神経学的検査 ② 神経学的検査 ③ 神経学的検査	神経学的検査 神経学的検査 神経学的検査	① 神経学的検査 ② 神経学的検査 ③ 神経学的検査
その他	① 他 ② 他 ③ 他	他 他 他	① 他 ② 他 ③ 他

項目	判定基準	所見	判定基準
身体発育検査	① 値なし ② 過重 ③ 過軽	過重 過軽	① 過重 ② 過軽
聴覚検査	① 聴覚検査 ② 聴覚検査 ③ 聴覚検査	聴覚検査 聴覚検査 聴覚検査	① 聴覚検査 ② 聴覚検査 ③ 聴覚検査
視覚検査	① 視覚検査 ② 視覚検査 ③ 視覚検査	視覚検査 視覚検査 視覚検査	① 視覚検査 ② 視覚検査 ③ 視覚検査
神経学的検査	① 神経学的検査 ② 神経学的検査 ③ 神経学的検査	神経学的検査 神経学的検査 神経学的検査	① 神経学的検査 ② 神経学的検査 ③ 神経学的検査
その他	① 他 ② 他 ③ 他	他 他 他	① 他 ② 他 ③ 他

項目	判定基準	所見	判定基準
身体発育検査	① 値なし ② 過重 ③ 過軽	過重 過軽	① 過重 ② 過軽
聴覚検査	① 聴覚検査 ② 聴覚検査 ③ 聴覚検査	聴覚検査 聴覚検査 聴覚検査	① 聴覚検査 ② 聴覚検査 ③ 聴覚検査
視覚検査	① 視覚検査 ② 視覚検査 ③ 視覚検査	視覚検査 視覚検査 視覚検査	① 視覚検査 ② 視覚検査 ③ 視覚検査
神経学的検査	① 神経学的検査 ② 神経学的検査 ③ 神経学的検査	神経学的検査 神経学的検査 神経学的検査	① 神経学的検査 ② 神経学的検査 ③ 神経学的検査
その他	① 他 ② 他 ③ 他	他 他 他	① 他 ② 他 ③ 他

項目	判定基準	所見	判定基準
身体発育検査	① 値なし ② 過重 ③ 過軽	過重 過軽	① 過重 ② 過軽
聴覚検査	① 聴覚検査 ② 聴覚検査 ③ 聴覚検査	聴覚検査 聴覚検査 聴覚検査	① 聴覚検査 ② 聴覚検査 ③ 聴覚検査
視覚検査	① 視覚検査 ② 視覚検査 ③ 視覚検査	視覚検査 視覚検査 視覚検査	① 視覚検査 ② 視覚検査 ③ 視覚検査
神経学的検査	① 神経学的検査 ② 神経学的検査 ③ 神経学的検査	神経学的検査 神経学的検査 神経学的検査	① 神経学的検査 ② 神経学的検査 ③ 神経学的検査
その他	① 他 ② 他 ③ 他	他 他 他	① 他 ② 他 ③ 他

通知が行われています。例えていいますと1歳半健診では、健診の受診日、健診受診時の月齢、身長・体重・胸囲・頭囲、そして健診の判定、歯科の判定等々が入っているわけですが、こういった最低限電子的に管理して収集するものに合わせた形でこの『身体診察マニュアル』の診察項目を一致させています。ですからこの間に齟齬がありませんので、健診としてコアになるものを収集できるようになったと思います。また、最低限とはなっていませんが、標準的などという言葉で電子的に管理すべき情報が、厚生労働省から通知が行っていますので、それに合わせた形で診察項目も一致させていますので、この改訂版の『身体診察マニュアル』に沿った診察をしていただければ、大体コアになって収集すべき情報について診ていけるのではないかと考えています。もちろん、これまで培ってこられた各地域での特色とか、そういった特徴・強みなどもありますので、当然付け加えていただいて結構です。この改訂版の『身体診察マニュアル』にはコアとなる最低限集めるべき情報になっています。それはやはり手技が簡便であるということと、実は小児科医がいない地域が結構ありますので、小児科医でなくてもできるということは大事かと思えます。それから判断しやすいということと、短時間で効率よくできるということ、そういったことを念頭においています。

研修のビデオとマニュアル

この研修のマニュアルは国立成育医療研究センターのホームページからダウンロードできますし、ビデオも視聴ができるようになっています。また日本小児医療保健協議会いわゆる4社協の各団体にもお配りし、お願いして会員専用のホームページからダウンロードしたり視聴ができるようにしています。それから、日本医師会にもお願いして視聴できるようにしていますので、こういったものにアクセスをしていただければ、研修のビデオ見ながらマニュアルのご確認をしていただければと良いかなと思います。

乳幼児健診における「標準的な電子的記録様式」及び「最低限電子的に管理すべき情報」項目一覧

3、4か月児健診	1歳6か月児健診	3歳児健診
健診受診日	健診受診日	健診受診日
健診受診時月齢	健診受診時月齢	健診受診時月齢
身長	身長	身長
体重	体重	体重
胸囲	胸囲	
頭囲	頭囲	頭囲
判定	判定	判定
	歯科の判定	眼科の判定
	精検/健康診査依頼日付	耳鼻科の判定
	所見/今後の処置	歯科の判定
	精検受診の日付	精検/健康診査依頼日付
		所見/今後の処置
		精検受診の日付

乳幼児健診における「標準的な電子的記録様式」及び「最低限電子的に管理すべき情報」項目一覧

3～4か月児健診	1歳6か月児健診	3歳児健診
1. 身体的発育異常	1. 身体的発育異常	身体的発育異常
2. 精神発達障害	2. 精神発達障害	精神発達障害
3. けいれん	3. 熱性けいれん	熱性けいれん
4. 運動機能異常	4. 運動機能異常	運動機能異常
5. 神経系・感覚系の異常	5. 神経系・感覚系の異常	神経系・感覚系の異常
6. 血液疾患	視覚（視位異常・視力）	血液疾患
7. 皮膚疾患	聴覚（聴力）	皮膚疾患
8. 股関節脱臼	6. 血液疾患	循環器系疾患
9. 斜視	7. 皮膚疾患	呼吸器系疾患
10. 循環器系疾患	8. 消化器系疾患	消化器系疾患
11. 呼吸器系疾患	9. 泌尿器系疾患	泌尿器系疾患
12. 消化器系疾患	10. 消化器系疾患	先天異常
13. 泌尿器系疾患	11. 泌尿器系疾患	生活習慣上の問題
14. 先天性代謝異常	12. 先天異常	精神行動上の問題
15. 先天性形態異常	13. 生活習慣上の問題	
	14. 精神行動上の問題	

「小児科診療 UP-to-DATE」

<http://medical.radionikkei.jp/uptodate/>